

平成25年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年1月15日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 平成25年度練馬区教育委員会教育目標について
- (3) 平成24年度卒業式「お祝いの言葉」について

3 報告

(1) 教育長報告

指定管理者の指定について(練馬区立下田少年自然の家)
指定管理者の指定について(練馬区立稻荷山図書館)
指定管理者の指定について(練馬区立南大泉図書館)
指定管理者の指定について(練馬区立光が丘児童館)
指定管理者の指定について(練馬区立上石神井児童館)
指定管理者の指定について(練馬区立上石神井児童館学童クラブおよび練馬区立上石神井小
学童クラブ)
指定管理者の指定について(練馬区立光が丘子ども家庭支援センター)
これからの図書館サービスのあり方懇談会の答申について
所有地を活用した私立認可保育所の誘致について

その他
その他

開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 1名

委員長

ただいまから、平成25年第1回教育委員会定例会を開催する。
案件に入る前に、委員の議席についてであるが、本日の議席は暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は合議により定めることになっている。今お座りいただいている座席でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。
では、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は陳情4件、協議3件、教育長報告10件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。

したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

協議(1) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、前回までに教育委員会としての意見をまとめ、現在は有識者の方のご意見をいただいているところである。

したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

協議(2) 平成25年度練馬区教育委員会教育目標について

委員長

次の協議案件である。(2)平成25年度練馬区教育委員会教育目標について。

この協議案件は本日新たに提出されたものである。では、資料が提出されているので、

説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ただいまの説明にあったとおり、平成24年度の教育目標については組織改正を踏まえて大幅な改定を行った。平成25年度に向けて、現状では区の大きな組織改正などはないと伺っている。したがって、平成25年度の教育目標については、今年度の教育目標をベースに検討してまいりたいと思う。

では、各委員のご意見を伺う。

天沼委員

では、細かいところであるけれども、前文に当たるところであるけれども、上から4行目で、「学校教育に当たっては教育基本法にのっとり」という、この「のっとり」というのはもともとは漢字が使用されていたと思うが、いかがか。

委員長

いかがか。漢字の使用。

教育総務課長

そうだったかなというふうには思っているが、特に意味はなかったのであるけれども。

天沼委員

あっ、そうか。

教育総務課長

はい。

天沼委員

それから、もう一点であるけれども、昨年度ので特に改正ということではないけれども、4番であるが、4番の子ども家庭支援部ということで、一貫した成長支援の中で、下から2行目で「幼稚園・保育所・小学校の連携」とあるが、中学校が、小中一貫のことも考えているけれども、中学校の連携という文言が入っていないけれども、これは何か意図があって抜いてあるのだろうか。入れたほうがよい。

教育総務課長

こちらについては、今お話があったとおり、子ども家庭部が組織改正で来るということで、これについては小学校に入る前での就学前教育との関連ということで、その意味

合いで幼稚園、保育所、それから小学校ということで一応記載はしている。確かに小中一貫の関係があるけれども、これについては場合によってはもう少し上の、前のほうに、もし入れるとなればなるのかなとは思いますが。

委員長

ほかの委員の方、いかがか。

安藤委員

質問というか、昨年、とても長い時間をかけて丁寧につくっていった教育目標だと思う。まず、毎年この教育目標というのは書きかえていかなければいけないのかどうかということをちょっと思った。もし、あまり大きな、昨年は大きな組織改正があったので、確かに置きかえるのは必要だったかと思うけれども、あまりころころ変わるのもどうかと思う一方で、平成24年にいろいろ問題があったいじめに関して、また先ほど天沼委員がおっしゃった小中一貫教育のことを盛り込んだ教育目標に、もし変更するのであれば、そういったことを入れていったらいいのかなと思う。

委員長

今、話が小中一貫の教育のことを挙げるので、天沼委員からは小学校の連携の後に中学校を入れたらどうかという趣旨のご意見、それから安藤委員からは、いじめという具体的な形の文言を入れたいということか。

安藤委員

そうである。もし変更するのであればということで。あまり、私は、毎年毎年、変えていくことには賛成ではないけれども、もし変えていく必要があるとすればそういったところなのかなと思う。

委員長

ほかの方、ご意見いかがか。

教育長

教育目標は必要がなければ変える必要は全くないと私は思う。私自身も、昨年度、平成23年度から平成24年度に向けてかなり、今、安藤委員がおっしゃったように、この場で議論を重ねて、新しい、組織改正を踏まえた形での教育目標をつくってきたという経緯があるので、特段平成25年度に向けてこの教育目標、教育基本方針をあえて変えることはないのかと思っている。

今お話があったいじめの問題であるとか、今また体罰の問題とかいろいろある。また、小中一貫、そういう教育課題はいろいろあるけれども、個別の教育課題までここに入れ込むということが、レベルの問題も含めてちょっと考えたほうがいいかと思う。いじめの問題についても基本的には人権の問題、命の大切さの問題、これは我々としては過去からずっと教育基本方針の中に最初にうたっている話であるので、しっかりと堅持しな

から教育を行っていくのだということがうたわれているわけであって、そういう意味ではこの教育目標及び基本方針の中に個別の教育課題まで入れ込んでいくと、そのときそのときの思いに、毎年毎年、左右されながらどんどん変わってしまうという形になる。もっと大事なところをしっかりと根本を押さえていく表現でよろしいのではないかと、私自身としてはそう思っている。

あえて、今それだけ話題になっている面もあるし、また大事なことということで、ここの中で読み取れない部分があるのであれば、それは入れ込む必要があるかもしれないが議論していただければと、そういうふうに思っている。

委員長

ほかの方、どうか。

外松委員

先ほどから話に出ているように、昨年、平成24年度の教育目標を組織改正に伴って非常に丁寧に見て、変えていった経緯がある。特に3番と4番はもともと項目が重複していたということで、内容を整理して大きく3番と4番というふうに、組織改正に伴って、4番のほうは特に青少年部の事業を中心とした内容にした経緯があるかなと思う。であるので、基本的には、私は、昨年非常に丁寧に検討したので、基本はこれでいいのではないかなと思う。

ただ、4番、先ほど天沼委員がおっしゃった4番の最後のところであるけれども、4番の項目の大きなタイトルが「子供に対する一貫した成長支援」ということと、それから、最後の行のところに、最後が「若者の自立支援などを推進します」まで続いているので、ずっと乳幼児のほうから。であるから、小学校だけではなく、「、中学校」という文言ももしかしたら入れたほうがいいのかなと思った。

以上である。

委員長

では、私も言わせていただく。いじめという文言についてであるが、これは教育長もおっしゃったように、1番の人権や生命を大切にするとところに包括されているので、あとは具体的に各学校等には指導課からそういった文書が出ていくかと思うので、一般の方向けの目標としてはそういう文言は出ないけれども、ここに含まれていることでよろしいのではないかなと思う。

ただ、去年もさんざんこれを検討させていただいて、去年これでいいと私は思っていたが、今、外松委員がおっしゃっていたとおり、中学校のことについてやはり触れていないのは、4番の「一貫した成長支援」という言葉と、最後の「若者の自立支援などを推進します」ということで、「一貫した」という言葉に対応してくると思うので、小学校だけではなくて中学校も入れておくべきだったなと、昨年は何で気がつかなかったのかなという思いが今回、逆にしていたので、そこはあまり、それこそ教育目標を何年間かは変えないではと思うが、やはり入れたほうがいいのかなと私も感じている。

教育長、どうか。

教育長

そういう意見が多かった。小中一貫は我々としては柱であるから、そういう言葉があつて、その一貫性みたいなものの中に入り込むということについては異論はない。

委員長

では、今年も一部修正という形になってしまうけれども、「中学校」という言葉をこの続きのところに入れていただくような形で案をまとめていただき、次回提出していただけたらありがたいと思う。事務局、よろしくお願ひしたいと思う。

教育総務課長

委員長、先ほどの天沼委員からあつた「のっとり」であるけれども、平成23年度のときにもう平仮名であつた。多分その前に同様に平仮名であつたということである。

天沼委員

はい、わかつた。そのまま結構である。

委員長

では、「のっとり」についてはそのままであり、「中学校」という文言をつけ加えていただく方向で、事務局では具体的な案を次回提出していただくようお願いする。
次の案件に行つてよろしいか。

委員一同

はい。

協議(3) 平成24年度卒業式「お祝いの言葉」について

委員長

次は、平成24年度卒業式「お祝いの言葉」についてである。
この協議案件については、本日新たに提出されたものである。このお祝いの言葉の作成に当たっては、あらかじめ各委員から内容についてご意見をいただいている。それをもとに作成された文面が本日、提出されている。
それでは、初めに事務局から説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
ただいまそれぞれの作成の意図についてお話しいただいた。改めてご意見、ご質問が

あったら願います。

天沼委員

まず、小学校のお祝いの言葉からであるが、1枚目に「昨年8月、82歳で亡くなった」という言葉がお祝いの文章の中に入ってきた理由が、なぜかなと思ってわからなかったけれども、今のご説明でよくわかった。その時期にちょうど、この卒業の年に亡くなられた方だということだと。

2枚目のところであるが、「アポロ計画とは」とあるけれども、これは「と」は必要ないのかなと思った。

それから、次に読んでいって、「29歳だった彼は、まだ見ぬ宇宙空間への憧れに胸を踊らせ、夢に向かって」、これはよろしければ「人類の夢に向かって」という、「人類の」が入ったほうが大きいかなというふうに思う。なくても別に問題はないとは思いますが。

それから、その3行目で「アームストロングさんら」とあるけれども、これは「アームストロングさん他」、「他人」の「他」、「アームストロングさん他3人」か、あるいは「他」だと2人か、「ら」というよりは、悪くはないけれども、「何々他」のほうが丁寧なのかなと思った。

続いて、3枚目であるけれども、どれもどちらでもよいことであるが、4つ目であるが、「無事着陸を果たすことができたのです」という、果たすことができたけれども、「無事着陸をすることができたのです」という、すらっと書いても別に問題ないのかなと。「無事着陸をすることができたのです」という。

それから、「原子力災害」という言葉があったけれども、放射能のこともあるので、原子力災害と、もしよろしければ「放射能」という言葉もあっていいかなと思った。どうなのだろう、「原子力災害」でいいのか、よくその辺が私も理解できていないところなので。

それから、次のページであるけれども、「大きな飛躍」という、4行目にあるけれども、大きなは大きいし、飛躍も大きいので、すごく大きくなる。それはそれで、そうであるけれども、たとえ小さな一歩でも大きな一歩につながるという、こういうのもいいし、どうなのだろう。これもどちらがいいということが言えず、変な、おかしい提案と申すか、私自身どちらがいいか決めかねているけれども、「大きな飛躍」でもいいし、「大きな一歩」、さきにかけて「小さな一歩から大きな一歩へ」という、そういう形でもいいしというところである。

いろいろ申したけれども、ご検討いただければと思う。

委員長

というご意見であるが、ほかの委員の方、いかがか。

天沼委員

どちらがいいかわからないような提案なので、質問と申すか。

外松委員

3ページ目の4行目の言われた「無事着陸を果たす」ではなくて「する」というご意見だったけれども、アームストロングさんたちはとにかく着陸を無事にしなければならぬというすごい使命を帯びて旅立っているわけであるから、宇宙へ。それなので、もともとの地点からずれて必死になって平坦な場所を探し、着陸をようやくすることができたので、「果たす」というので私は逆にいいのではないかなというふうに読み取ったのであるけれども。

天沼委員

はい、わかった。

安藤委員

私も「果たす」という言葉はいいと思うが、「果たすことができました」というのは普通にすうっと読んでいく中ではあまりというか、全然違和感はなかったけれども、今、先生がおっしゃっている中で「無事着陸を果たしました」という、簡潔にするのであれば、そういう書き方でいいのかなと思う。「果たす」という言葉は特に、このままでいいのかなと思う。

委員長

では、「果たす」という言葉は残すということによろしいか。

天沼委員

はい。

委員長

あと、短く「できたのです」ではなく「果たすことができ」で、「果たしました」か、外松委員がおっしゃった意見で、目的がとても大きいことなので、重々しく「果たすことができました」というふうに言ってもいいのかなと私として思うので、これは原案どおりでいいかなと思う。

天沼委員

はい、わかった。

委員長

ほかのところ、一つ一つやっていく時間もどうかと思うが、何かご意見あるか。

教育指導課長

言葉の使い方の問題で、全体の中でのことなので、もしよろしければ今ご指摘いただいた、今、1つ、「果たす」だけはこれでいいとあったけれども、こちらで最終調整させていただくけれども。

委員長

それでよろしいか。

天沼委員

はい、わかった。

委員長

それでは、事務局のほうでよろしく願います。

天沼委員

よろしく願います。

委員長

ほかの方はご意見、ご質問等あるか。

安藤委員

中学校の中の4ページ目である。保護者の皆様に対する挨拶の中で、「お子様が練馬の中学校で学んだことは」となっているけれども、これは昨年度のものを……。 「練馬の」が今までは「練馬の」としていたのか、「練馬区の中学校」なのか、昨年のもを見てくる時間がなかったのだけれども、区立の中学校なので「練馬区の中学校」のほうがいいのかなと思った。あとは……。

委員長

いいか。

安藤委員

はい。

教育指導課長

確認をしてみるけれども、おそらくこのままだと思う、去年も。「の」という言い方「練馬区の」とやっても大きな問題ではないけれども、おそらく練馬という地でのという意味で「練馬の」という、そういう意味で使っている。

委員長

読んだ調子としては「練馬の」と言ったほうが流れるにはいいのかなということで、前回はそうになっていたのかと思うけれども。

外松委員

私もそれは同感である。声に発すると「練馬の」というふうになったほうが次の言葉

に続きやすく、委員長と同感だった。

委員長

では、昨年のもを確認していただいて、「区」がなくても通じていたということだったので、よろしいか。

教育指導課長

すまない、今、確認できて、やはり去年も「練馬の」という。

委員長

はい。
ほかにご意見、ご質問あるか。

天沼委員

中学校のお祝いの言葉の2枚目の9行目に「中田さんは危険な状況の中でも、国民の意志が反映される」という、「中でも」という「も」をつけているが、そのほかの危険ではない地域でも回っていらして、特に危険な地域を選んではないのだろうけれども、そういった中でもカンボジアの人のために選挙ができるように各地を回ったという、この「も」は強調されて使われていらっしゃるのか。

教育指導課長

これはおっしゃるとおり「も」を入れて、あえてこういう危険な状況の中であっても、自分の危険を省みずにカンボジアの人たちのために力を尽くしたと、そういう意味で、強調の意味で使っている。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

ほかにご質問あるか。

外松委員

質問ではなくて感想であるけれども、先ほどご説明いただいたように、中田厚仁さんの没後ちょうど20年。村に彼の名前をつけて、1998年の洪水のときでも、日本から送られてきた見舞金を学校をつくるのに充てたいという彼の気持ちを非常にくんだ内容のお祝いの言葉になっていて、なかなかふさわしい、いい言葉だなと思っている。ほんとうに卒業生たちにしっかりと伝わればいいなと思った。

委員長

ほかの方、いかがか。よろしいか。

同じようなことであるけれども、それぞれがテーマが、卒業するに子供たちにふさわしいテーマを選んでいただいているなど私は思った。原案づくりありがとう。今日の協議を踏まえて、正式な形で作っていただきたいと思う。よろしくお願ひしたいと思う。

(1) 教育長報告

指定管理者の指定について（練馬区立下田少年自然の家）

指定管理者の指定について（練馬区立稲荷山図書館）

指定管理者の指定について（練馬区立南大泉図書館）

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立上石神井児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立上石神井児童館学童クラブおよび練馬区立上石神井小学童クラブ）

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘子ども家庭支援センター）

これからの図書館サービスのあり方懇談会の答申について

都有地を活用した私立認可保育所の誘致について

その他

その他

委員長

では、次に教育長報告である。

教育長

今日は10件報告があるので、よろしくお願ひする。

委員長

それでは、報告の 番についてお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願ひする。

天沼委員

意見である。今回いろいろな指定管理者のことが議題になっているけれども、それぞれ特色があって、すごくおもしろいなと思って読ませていただいた。この下田というところは非常に食事がおいしいところで、3ページにもあるように、食により健康や感動を与えることを企業の理念としているというのは非常にありがたいなと思う。心強いとも思った。

それから、次の4ページにも、四季折々の食事のメニューの作成であるとか、「学校事

業の受入態勢」のところも、食事の話ばかりであるけれども、アレルギー代替食の提供の話が出ているとか、非常に子供の健康を気遣って、おいしい食事を用意してくださるのかなという感じをこのいただいた資料を読んで感じた。大変結構なところだと思う。以上である。

委員長

ほかの方。

外松委員

同じく4ページであるけれども、震災のことがいろいろと懸念されているけれども、ここでは高台への移転とか、備蓄食材の確保等、発生時のどのように対応するかという取り組みもきちんとしているという点でも安心かなと、心強いと思った。

委員長

ということで、ご質問よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、報告の 番、 番について、あわせて説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員のご意見やご質問を伺う。

天沼委員

先ほどは評価結果が10項目までであるけれども、これ以降が全て13項目まで評価項目が挙がっていて、最後の13項目が「区内事業者である」というところが評価項目になっているが、石神井児童館のところでは3事業だろうか、区内事業者、「C」という得点だったが、ほかは全てゼロ、これ以降ゼロ。区内でこういう教育委員会の事業を委託していただくような指定管理者は区内にはいないということなのだろうか。応募されていないということなのである。それがいいかどうかというのはまた検討しなければならないことだと思う、また別途に。

ただ、やっていらっしゃる内容自体は非常にほかでも素晴らしい実践を行って、特徴ある、片や昆虫コーナーのプロデュースであるとか、片や外国人サービスや子育てのセミナー開催であるとか、また視覚的、知覚も、サービス介助士の方や学校支援モデル事

業にも携わっている事業者であるということで、経験豊富ということはどちらも非常にいいところかなと思うので、これ自体は納得できるけれども、納得できないのは区内事業者ではないというところが、全然いないというのがちょっと残念だなと思った。感想である。

光が丘図書館長

本年度から評価項目の中に「区内事業者である」という項目があって、区内に所在する事業者の応募を、区としても育成して、区の事業を担っていただきたいというところで評価の対象としたところであるけれども、図書館運営についてはなかなか、一定の人数の確保というところもあるので、今現在は区内には請け負える事業者はいないというふうに考えている。

今後、運営の一端を担う事業者が育つような、そうしたところも所管としても考えていきたいというふうには思っているところである。

委員長

よろしいか。

天沼委員

特定の事業者1社に全部請け負わせるのではなくて、その事業者と区内のそういう育てていこうと思う、要するに予定している事業者と合同で、共同で採用して、一緒に仕事をしながら育ててもらおうというか、他区の優秀なと申すか、選定されるような事業者からノウハウを学んでいただくような、そういう仕掛けと申すか、そういうことをしていかないとずっとこの状態が、全部他区からお願いしてしまうということが続いてしまうのかなと思ったのであるが、いかがだろうか。

光が丘図書館長

ご意見、おっしゃるとおりということところで承りたいと思っている。そうした仕組みを図書館のほうでもつくっていかないと、おっしゃるような状況になるので、今後工夫して、参加しやすい、区内の方々が運営の一端を担えるという、そうした状況を考えてまいりたいと思う。

天沼委員

ありがとう。

委員長

前向きなご提案をぜひ実行していただきたいと思う。
ほかの方、いかがか。

安藤委員

南大泉図書館であるが、「受託への熱意・意欲」のところに外国人向けサービスの充実

に取り組みがあって、とてもいいことだなと思う一方で、地理的にどれくらい外国人向けのサービスのニーズがあるのかなと思った。むしろ光が丘のほうがあるのかな、練馬の図書館のほうがあるのかなと思った。

という中で、後のほうで図書館サービスのあり方の報告があるかと思うけれども、こういった、もう一つの、例えば稲荷山図書館の昆虫に特化している部分とか、こういう特に取り組んでいる外国人向けのサービスというのをぜひほかの図書館とシェアしていただけるような、そういうシステムがあるといいのではないかなと、個性ある事業者を活用していく必要があるのかなと思った。

以上である。

光が丘図書館長

おっしゃるとおり、その館独自で、その館でしかできないサービス、いいサービスであれば12館に広めて、同じようなサービスを行っていくというふうに考えているので、そうした方向性を持って取り組んでまいりたいと思っている。

委員長

よろしく願います。
ほかの方。

外松委員

南大泉図書館についてである。この指定管理者にある日本コンベンションサービスというところは、今まで他区において、障害者が入るとか、医療、子育てセミナー等を開催し、こども図書館の受託経験が豊かなようであるので、乳幼児も対象とする今回の南大泉図書館の指定管理者としての運営に期待をしたいなと思っている。

委員長

ほかのご意見あるか。
幾つか前向きな意見があったが、よろしく願いたいと思う。
それでは、報告の、 、 番についてはあわせて説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

質問である。上石神井児童館について質問である。(9)「利用者への対応」というところで、苦情やトラブルに対し具体的に対応するマニュアルが整備されているほか、ISO10002に準拠する「苦情対応マネジメントシステム」による苦情対応の提案が

ある」とあるけれども、この苦情対応マネジメントシステムというものについて簡単に説明していただけるか。

子育て支援課長

こういう国際規格のISO10002というものがあって、これは顧客満足に対する国際規格、こういうものである。苦情に対してどういう形で、誰が責任を持ってきちんと受け答えする等のものが示されていて、こういうことに準拠した提案があったということである。

委員長

よろしいか。

安藤委員

マニュアルと別にこういうものがあるということに対するメリットというものがあるのか。

子育て支援課長

一応、一般的にこういうものに対してこういうふうに対応するとよろしいという標準形が示されていて、これに沿った対応をするということが特徴的だということで、これをやることによって顧客満足度が上がるという視点ではメリットがあるのかなとは考えている。

委員長

よろしいか。

天沼委員

あとの評価であるとか、途中の経過の説明等、非常によいところが選択されてよかったかなと思う。

実際に実地調査をされている箇所もあるようだけれども、そこでごらんになった子供たちの様子はどんなものだったか。どんなふうな感じを受けられたか。

そうである。墨田区の八広児童館であるとか、ごらんになった様子。本区と比較するなどして、どうだったか。

子育て支援課長

まず、八広児童館については、たまたま行った時間帯が、あまりお子さんがいらっしやらない時間ではあったのであるけれども、ここはたまたま学童クラブ併設ということで、学童クラブに児童がいらっしやっていて、指導員と、いろいろな指導を受けながら、そのときは宿題をまずやっていたのだろうか、きちんとした、宿題を取り組む対応をさせていたところである。

それから、あと光が丘児童館のほうであるけれども、ここについては行った時間帯が

午前中ということもあって、乳幼児の対応の教室なんかをやっていた。ここは事業者の職員がみずから音頭をとって乳幼児親子への体操とか、指導とか、こういうことも積極的にやっていて、非常に好評を得ているという印象を持ったところである。

天沼委員

ありがとう。

委員長

よろしいか。

天沼委員

利用者に好評ということは非常にいいことだなと思うし、いろいろマニュアルで、問題が起きたときにもどうしたらいいのかということ、マニュアルができていうことも、これもとっさのときにこれに従って対応できるということだろうと思うし、準備ができていのかと思う。いいと思う。

外松委員

光が丘児童館のほうであるけれども、4ページの(12)、5ページにかけてであるけれども、区内事業者ではここはないけれども、職員の採用に当たっては区民を優先的に採用していく考えがあるとか、あと物品の購入等も区内業者を優先していく考えは持っているということが記載されているので、そういうところは期待していきたい。

委員長

ほかによろしいか。

それでは、報告 について願います。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を願います。

天沼委員

光が丘の児童館に続いて光が丘子ども家庭支援センターが雲柱社という社会福祉法人に委託するというので、これまでも家庭支援センターで、大泉の子ども家庭支援センターの受託もお願いされているということであるけれども、さまざまな資格をお持ちの方がスタッフとして、社会福祉士であるとか、そういう方がいらっしゃるということで、随分こういう面で実績を上げているところだなと思った。大変いいところだと思う。

が、この会社自体の規模であるとか、これを主たる仕事として、社会福祉法人であるので、企業事業として展開されているのだと思うけれども、どういった会社なのか。区

内でもこういう、3カ所になるか、お願いすることになるので。

練馬区子ども家庭支援センター所長

ここは、創始者が戦時中の児童の貧困に対して非常に関心があって、児童の救済から始まって幼稚園、保育園、それから児童館等の事業を幅広く展開しているところである。特に子ども家庭支援センターについては、子ども家庭支援センターという制度は東京都独自の制度であって、これを基本的に法人に委託しているところ自体が少ないかなと思っているけれども、その中でもこの雲柱社さんというのがほぼ、全部の子ども家庭支援センターを基本的には受託しているという状況である。

これは一定の専門性が必要であって、児童虐待等に非常に神経を使わないといけない、しかも専門性の高い取り組みについてはなかなか、ほかの法人ではノウハウを蓄積していないというところで、この法人に受託が集中しているところがあるかなと思っているし、先ほどもおっしゃったとおり、江東区においては児童虐待の直接対応というのが、実はなかなか、守秘義務等があってなかなか情報が取れないというようなこともあるけれども、この法人については非常に実績を上げている、そういうところからも信頼を得て、そういう取り組みを行っていているというところで、非常に児童福祉分野で高い評価を得ている法人かなとは思っている。

天沼委員

今ご説明があったように江東区の子ども家庭支援センターでは児童虐待の直接対応をする、直接対応というのは専門家がいらっしやると。それが児童相談所とか、そちらのほうとのつながりを持って、同時に子供たちに対応していくのか、どこに振り分けるではないけれども、どちらに相談をお願いするような形になるか、あるいは医療機関ももしかすると、あるいはもしかすると警察もあるかもしれない。そういうノウハウをここは蓄積してある場所、する方がいらっしやる会社ということなのだろうか。

練馬子ども家庭支援センター所長

児童虐待対応、練馬区においても5つの子ども家庭支援センターがあって、そのうち1つは練馬子ども家庭支援センター直営で、直接児童虐待対応を行っている。それは通報を受けてからそのお宅に直接訪問をしているいろいろお話を聞いたり、事情を聴取して、関係機関に集まってもらって、どういう役割分担でどういう対応をするかというようなこともさばいたりするわけであるけれども、区においてもほかの4つの子ども家庭支援センターは、これは委託でやっているけれども、ここは基本的に直接対応しない。区民からそういうものを受信したり、そういうことを発見したら直営の練馬子ども家庭支援センターのほうに対応を依頼すると、こういうことである。

そういうような役割をここは法人として担っているということであるし、法人内部としても育成の努力をしているし、関係機関との連絡調整等も含め、そういうことでの専門性を蓄積していると、こういうことである。

天沼委員

では、練馬の子ども家庭支援センターに委託せずに、直接ここではできるようになると、するようになる。つまり、この事業で、この家庭支援センターで児童虐待の疑いがあるとか、そういうものがありそうだった場合は、ここが独自に対応できると、対応していくという形になるのか、それともやはり従来のシステムで練馬区のほうに届けてお願いする形になるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

そういう能力は有しているけれども、練馬区においては基本的には委託の子ども家庭支援センター、光が丘を含めて、ここは一義的に受信をして、具体的な対応は全部練馬に委ねるといことにするので、直接の対応をするということは予定していないが、それだけの能力を持っているので、一義的な受信に当たって連絡とか、対応についてはすぐれた対応ができるかなと期待をしているところである。

天沼委員

あっ、そうか。わかった。

委員長

よろしいか。

天沼委員

そうか。わかった。ありがとう。

委員長

ほかの方、ご質問、ご意見あるか。よろしいか。
それでは、報告 についてお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

教育長

あくまでも答申をいただいたということであって、この中で云々かんぬんということではない。これを受けて、今度は我々としては、ビジョンをつくらないといけない。その場でいろいろのご意見を頂戴して、教育委員会としてつくるといことになるので、そのときにはまた区民にパブリックコメントもいただかないといけないし、そういう段取りで今回、進めたいと思っている。

委員長

先ほどもご説明もあったが、今この答申を受けて素案づくりに取りかかっているというお話だったが、いつごろまでにその素案というのはつくられるような段取りになっているのか教えていただけるか。

光が丘図書館長

これは12月5日に答申をいただいて、ただいま作成をしているところである。これまで4回の策定委員会を開いていて、今月末に素案の案をまとめていく状況である。であるので、2月中には本委員会にお示しをして、ご意見を頂戴したいと考えていまして、その後、3月に入って区民意見反映制度（パブリックコメント）を経て、3月中には確定をしてまいりたいと思っている。その前に素案から案になる段階でまた委員会にご報告申し上げて、確定をしていくという段取りを考えている。本年度中を目指して今進めているところである。

委員長

検討していただいている組織は何という名前か。

光が丘図書館長

要綱設置の委員会を設けていて、(仮称)これからの図書館サービスのあり方練馬区立図書館ビジョン策定委員会というのを教育委員会で設けている。委員長が教育振興部長であって、私が副委員長ということで、教育委員会からは教育総務課長、企画課長、教育指導課長、子育て支援課長、それから企画課長、地域文化部文化生涯学習課長という8名の構成で策定を進めているところである。

委員長

というご説明であるが、ご意見、ご質問をお願いします。

安藤委員

感想であるけれども、指定管理者の導入で、すごくいろいろなサービスの充実が図られている中、これだけまだまだ必要なことがあるんだなと思った。先は長そうな感じはするけれども、大変なことだと思った。

委員長

ほかの方はいかがか。

天沼委員

三多摩の図書館などの話をたまに聞くことがあるけれども、はるかに練馬区のほうが充実していて、今おっしゃられたようにさらにこれを充実させていくというのは大変だなというふうに、ハードルが高いのかなと思った。今回検討していただいたア、イ、ウ、エ、4つの項目、これはどれも今後5年、10年、事業展開を進めていかなければならないことで、これまでになく、読んでまいると新しい組織を立ち上げていたり、それ

から機能拡張というか、拡大、図書館サービスを拡大していったりとか、それから図書館を建てかえなければ不可能ではないのかなというような、充実の提案の中には所蔵資料数を増やしていかなければいけないなど、非常に頭を悩ませるようなことがいっぱいあるのかなと思った。でも、よりよい案をご提案いただければ、おつくりいただきたいと思っているので、よろしく願います。

外松委員

ほんとうに図書館は限りなくではないけれども、やらなければいけないことが非常に多くて、なかなか大変な分野だなと思う。そして、情報化のニーズがすごく高いけれども、非常にお金もかかることで、区としてはたしてどのくらいそういう情報化に関して予算がつけられるのかなということも、現実的に対応して考えていかなければいけないのかなと思う。

でも、区民の皆さんの期待もすごく大きいので、少しでもいい図書館運営ができるように私たちも努力していかなければいけないかなと、そんなふうにいる。

委員長

よろしいか。

たまたまきのう、ある新聞の夕刊を見たら、ある大学の図書館を新しくしたということの記事が載っていた。その中で、在籍学生数が1万5,000人のところ、平日平均して3,500人が利用するようになったという記事が載っていた。そこで最初に取り組んだことは、図書館はかくあるべきという固定観念をまず取り払って、大学の特性や学生の資質を的確に把握して、今ほんとうに求められるのはどういうことなのかということから考えて、発想していったということが載っていた。

今回の答申はそういう意味では、私は区民のさまざまな立場の方がとても存分にご意見を出されていて、難しい問題も、すぐにはできない課題も含めながら、かなり各分野の方々のニーズを盛り込んだ答申になっているなと思ったので、そういう点ではいい答申ではあるけれども、それを実現していくのはなかなか大変であろうと感じた。ただ、やはりせっかく出してもらったものを十分活用していただきたいなという思いがある。

私としては、ビジョンをつくるに当たり、特に5ページに書いてあった(2)の工、「講演会や活動の場として図書館を提供することも必要です」ということで、いわゆる情報センターという役割の図書館本来の機能は質を高めていくということももちろんであるけれども、憩いの場となるとか、それから自由に活動できる場で図書館をまたあわせて利用していくというような、活動の場というのか、そういったものに十分機能を持たせていくというふうになっていったらいいなと私個人的にはこの文章を読みながらあわせて持った。

それと、大分この答申を受けて仕事が進んでいるようであるが、先ほどのは大学なのでやはりちょっと性格が違うかと思うが、他の市町村だろうが、区市町村では先行して新しくしているところもあると思うし、また一般企業などにも図書館みたいなものも、いろいろと進んだ形があると思うので、ぜひ実際にそれこそ、実際に行って見学していただいて、そういうのを見てから検討していただくのもよろしいかなと思っているので、

情報をいっぱい集めていただきながら、よりよいものをつくっていただけたらありがたいなと思っている。どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

ほかの方、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、事務局のほう、これからお仕事大変かと思うが、どうぞよろしくお願ひする。

それでは、報告の についてお願ひする。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

質問である。4番のところにある貸付条件の(1)の期間、50年間とあるけれども、東京都から特別返納がなければ50年間ずっと借り続けることができるという、そういうシステムであるということなのか。

保育課長

基本的に東京都は貸付期間を最初に設定する。設定の目的で今回は認可保育所という形になっているので、認可保育所であれば50年間引き続き賃貸をして、設置することが可能だという形である。

外松委員

そうか。

あと、もう一点であるが、この認可保育所の定員が120名程度となっているけれども、この120人ぐらいという規模は、区内の中では大体どのような、人数的には位置づけになるのか。

保育課長

例えば区立の直営の保育園で光が丘にある保育園は大体120から130人ぐらいの規模である。施設運営規模によって、小さいところは60人とか70人ぐらいのところの保育園よりも、100名を超えるほうが効率的な使い方ができるということと、今回の土地の貸付面積が1,400平米ぐらいあるので、そういった意味ではあまり小さい保育園よりもなるべく大きな保育園ということで想定をしている。

また、とりあえず定員が120名程度ということではあるけれども、このほかに一時保育を入れるであるとか、さまざまな事業提案を応募者にさせていただこうと考えているので、基本の、骨格の部分は定員が120、その他プラスアルファがあるということでもって想定をしている。

外松委員

ああ、そうか。
引き続きよろしいか。

委員長

外松委員、どうぞ。

外松委員

今説明いただいて、現在、練馬区というのは区の大体西側に子供たちが非常に多くて、西側に住んでいらっしゃる方の保育所の待機児童数は非常に多いというのがあるので、このように関町方面にこういう認可保育所が、少し先であるけれども、できるというのは少しでも待機児童の解消へつながって、望ましいかなと思う。

天沼委員

これは都立保育所になるのか。上の表題は都有地を利用した私立認可保育所、「私立」となっているけれども、土地が東京都のものであって、その保育所を建てるのは事業者が、区ではなくて私立の何か事業者がここに保育所を建てて、そして、名称がまだ、であるからわからないわけである。そういう形になるということか。

保育課長

私立の認可保育所をつくるということである。

天沼委員

そうすると、これは要するにどちらがこれをつくりますよ、東京都のほうが都有地があるから保育所を建てましょうと言ったのか、練馬区のほうが都有地を待機児童解消のために保育園を建てたいので使わせてほしいという形で進めていったのか、どちらが主導権を持つか。

保育課長

基本的に東京都福祉局が「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(少子)」というのをつくって、福祉施策に関して各市町村に対して利用しますかという調査をかける。その中でもってたまたまこの関町地域にこの土地があったということで、福祉施設に限られているので、例えば特別養護老人ホームであるとか、障害者施設であるとか、保育所、こういったものが想定されるわけであるけれども、そういった調査がある中でもって私どもが手を挙げたという形になる。あくまでも主体は東京都の土地にな

る。貸主は東京都である。私どもは、応募するに当たって、公募するに当たって、東京都が公募するのであるけれども、事業者選定という部分においてかかわっていくという形になっていく。そういう意味では、ここにも書いてあるけれども、公募に関する事務と、応募者審査は練馬区が行う。練馬区が決めた審査の対象者に対して、こういった事業者さんがいいと思うということで東京都に通知するのであるけれども、あくまでも決定をするのは東京都という形になるので、練馬区の意見を参考にして決めていただくという形になるので、決定権者は練馬区ではない。

委員長

先ほど外松委員の話もあったが、ちょうど練馬区としては不足しているところにこの土地があったというふうに、絶好のチャンスであったというふうに捉えてよろしいか。

天沼委員

保育料であるとか、そういうものに対しても練馬区の水準に合わせていただくような進言をするようなことはできるのか。そのようなことは。

保育課長

基本的に認可保育園の場合は各市町村の条例に基づいて子供たちを、誰を入れるかとかいった基準であるとか、保育料を幾らにするかというのは全てその市町村の条例で決めるので、そういう意味では、ここにたまたま、東京都は土地を貸すだけなので、設置者としては、保育事業者さんが設置をして、保育事業者の設置については練馬区の基準に基づいてやっていただくという形になるので、ルール決めは練馬区のルールである。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、その他の報告はあるか。

では、以上で第1回教育委員会定例会を終了する。